

和歌山県証紙貼付欄
(3, 200円)

年 月 日

栄養士名簿訂正及び免許証書換え交付申請書

和歌山県知事 様

住所	(〒 -)	電話番号	- -
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			

下記のとおり変更しましたので、栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第3条第1項及び第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

登録免許番号	第 号	登録年月日	年 月 日
旧本籍地 (都道府県名又は国籍)		新本籍地 (都道府県名又は国籍)	
ふりがな		ふりがな	
旧氏名 (旧姓)		新氏名 (旧姓)	
通称名		通称名	
変更の理由	婚姻 ・ 転籍 ・ 離婚 ・ その他()		
変更年月日	年 月 日	旧姓又は通称名の併記の希望の有無	有 ・ 無

添付書類

- 栄養士免許証
 - 戸籍抄本又は戸籍謄本(外国籍の者は、国籍を記載した住民票の写し。ただし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証明する書類の写し)
- ※ いずれも発行の日から6か月以内のものに限る。

備考

- 和歌山県証紙は、消印をしないこと。
- 氏名は、戸籍に記載されたとおり記入すること。
- 戸籍抄本又は戸籍謄本によって氏名の変更の経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合のみ旧姓欄に氏名を記入すること。
- 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の者で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合のみ通称名欄に氏名を記入すること。
- 外国籍の者で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字(仮名を含む。)を使用した氏名が併記されているものは、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入すること(選択しなかった文字を通称名として記載することはできない。)

記入例

和歌山県証紙貼付欄
(3, 200円)

元号〇〇年〇〇月〇〇日

栄養士名簿訂正及び免許証書換え交付申請書

和歌山県知事 様

住所	(〒640-0044) 和歌山市小松原通1-1 本館3階 3002号室	電話番号	073 - 441 - 2656
ふりがな	わかやま かずこ	生年月日	元号〇〇年〇〇月〇〇日
氏名	和歌山 和子		

下記のとおり変更しましたので、栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第3条第1項及び第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

登録免許番号	第〇〇〇〇号	登録年月日	元号〇〇年〇〇月〇〇日
旧本籍地 (都道府県名又は国籍)	新潟県	新本籍地 (都道府県名又は国籍)	和歌山県
ふりがな	にいがた かずこ	ふりがな	わかやま かずこ
旧氏名 (旧姓)	新潟 和子	新氏名 (旧姓)	和歌山 和子
通称名		通称名	
変更の理由	婚姻・転籍・離婚・その他()		希望しない場合は記載しないこと
変更年月日	元号〇〇年〇〇月〇〇日	旧姓又は通称名の併記の希望の有無	有・無

添付書類

- 1 栄養士免許証
 - 2 戸籍抄本又は戸籍謄本(外国籍の者は、国籍を記載した住民票の写し。ただし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証明する書類の写し)
- ※ いずれも発行の日から6か月以内のものに限る。

備考

- 1 和歌山県証紙は、消印をしないこと。
- 2 氏名は、戸籍に記載されたとおり記入すること。
- 3 戸籍抄本又は戸籍謄本によって氏名の変更の経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合のみ旧姓欄に氏名を記入すること。
- 4 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の者で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合のみ通称名欄に氏名を記入すること。
- 5 外国籍の者で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字(仮名を含む。)を使用した氏名が併記されているものは、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入すること(選択しなかった文字を通称名として記載することはできない。)